

## 主 文

本件再抗告を棄却する。

## 理 由

附添人Aの再抗告の趣意のうち、違憲（三一条、三二条違反）をいう点は、記録によれば、申立人が法定の抗告提起期間内に抗告趣意を明示していないので本件抗告の申立は少年審判規則四三条二項に違反し不適法であるとした原決定の判断は正当であるから、所論は、前提を欠き、その余は、処分不当の主張であつて、少年法三五条一項所定の再抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年六月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫